## 可処分所得額算出シート記載要領(エクセル「可処分所得」使用)

札幌地方裁判所民事第4部再生係

● 再生計画案提出予定日

可処分所得を算出している日を基準に、札幌の標準スケジュールに従った3か月後の日が自動的に入 力されます。

● 氏名

再生債務者及び被扶養者の(同居・別居の区別にしたがって、同居者・別居者欄に)氏名を入力して ください。

なお、被扶養者の範囲については、給与所得者であれば、原則として、所得税法上の被扶養者の認定 を受けているか否か(源泉徴収票で確認)を基準に判断してください。

(注意 本計算シートは、別居の被扶養者が複数人いて、各自が別々の住居に住んでいる場合には、対応していません。その場合には、シートを別途作成していただくことになりますので御留意ください。)

#### ● 生年月日

氏名欄に記入された再生債務者及び被扶養者に対応する欄に、それぞれ、「s36.8.5」といった形式で入力してください。

● 年齢

再生計画案を提出する日以後の最初の4月1日における年齢が、自動的に入力されます。

● 居住地

市町村タブで居住地に対応する都道府県市町村名を再生債務者欄に全角で入力してください。別居の 被扶養者がいる場合は、被扶養者5欄にも同様に入力してください。

### 居住地域の区分

市町村タブの該当市町村の次の列の数字を、再生債務者欄に入力してください。別居の被扶養者がい る場合は、被扶養者5欄にも同様に入力してください。

● 同居者数

上記入力が済むと自動的に入力されます。

①過去2年間の収入

(原則)

再生計画案の提出前2年間の再生債務者の収入の合計額(過去2年分の源泉徴収票の「支払金額」 の合計額・額面合計額)を入力してください。

(例外)

なお、再生債務者の年収の額が再生計画案提出前2年間の途中で5分の1以上の変動があった場合 (法241条2項7号イ)には、変動後の収入額(変動時点から再生計画案提出時までの収入額を2 年分に換算する方法)を基に2年分の額を記載し、再生債務者が再生計画案提出前2年間の途中で給 与所得者又は年金受給者等に新たになった場合(法241条2項7号ロ)には、そのようになった後 の収入額を基に2年分の額(計算方法は上記と同様)を記載してください。

# ● ②上記期間の所得税相当額

(原則)

過去2年分の源泉徴収票の「源泉徴収税額」の合計額を入力してください。

(例外)

上記①の例外の場合には、変動時以後、毎月の給与明細書の「所得税」額につき、再生提出時まで の合計額を2年分に換算した金額を入力してください。

③上記期間の住民税相当額

過去2年分の住民税の合計額(課税証明書・納付告知書等の「年税額」で確認(課税証明書を取って いただく際に、「年税額」の記載を求めないと、証明書に表示がされない場合があるので、注意))を 入力してください。

④上記期間の社会保険料相当額

(原則)

過去2年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の合計額を入力してください。

(例外1)

上記①の例外の場合には、変動時以後、毎月の給与明細書の「社会保険料」(所得税法74条2項) の額につき、再生提出時までの合計額を2年分に換算した金額を入力してください。

(例外2)

従業員数が少ない会社の場合には、雇用保険に加入しているだけで、健康保険・厚生年金保険料の 雇用主が半額負担をする方法での加入がされていない場合があります。

その場合には、毎月の給与明細書で、社会保険料の支払額を確認していただいた上で、別途、国民 健康保険料・国民年金保険料の納付告知書等で過去2年分の金額を確認していただいて、源泉徴収票 の雇用保険料と合算した金額を入力してください。

## ● ⑤収入合計から控除する額

### ⑥1年間あたりの手取り収入額

上記までの入力が済むと、自動計算により入力されます。

- ⑦個人別生活費
  - ⑧世帯別生活費の額

上記居住地域、同居者数に応じて、自動計算により入力されます。

⑨冬季特別生活費の額

冬季生活費タブの都道府県名に対応する冬季特別地域区分欄の数値を、債務者冬季区分欄に入力す ると、同居者数に応じて、自動計算により入力されます。別居の被扶養者がいる場合は、扶養5冬季 区分欄にも同様に入力してください。

## ● ①住居費の額(D)

政令別表第6の住居費の額(A)は、住居費タブの地区欄の数字を、債務者欄のコード欄に入力し てもらうと、同居者数に応じて、自動計算により入力されます(第二欄の第一から第六の区は、市町村 タブの該当市町村の次の列の数字に対応しているので、該当区に対応する地区欄の数字を入力してくだ さい。)。別居の被扶養者がいる場合は、別居1のコード欄にも同様に入力してください。

- <再生債務者居住建物>欄の入力について
- (1) ①再生債務者が住宅を所有しているか 再生債務者が居住する建物を所有しているかどうかにより、左欄と右欄に分かれます。
- (2) ②競売又は任意売却により建物の所有権を失う可能性があるか

①で所有しているので左欄に進んだ場合、再生計画(住宅資金特別条項(注)を除く。)で定め られた弁済期間(以下「一般弁済期間」という。)の期間内に競売又は任意売却により建物の所有 権を失う可能性があるか否かにより、算定額が変わります。「あり」の場合は、(A)の政令別表 第6の住居費の額が住居費の額として自動計算入力されます。

- (注) 住宅資金特別条項とは、再生債権者の有する住宅資金貸付債権(住宅ローン債権)の全部又は一部を、法で規定するところにより変更する再生計画の条項をいう(民事再生法196条4号)。
- (3) ③一般弁済期間の全期間を通じてローンの弁済をする予定があるか

②で建物の所有権を失う可能性がないとして、③に進んだ場合、一般弁済期間の全期間を通じて、 住宅資金貸付債務の弁済(以下「ローンの弁済」という。)をする予定があるかどうかで算定額が 変わります。

「あり」の場合、1年間の支払見込総額を本シートの(B)欄に入力してください。ただし、元金 均等方式で弁済をしている場合は、一般弁済期間中の弁済見込総額を1年当たりの額に換算した額 を入力してください。この場合は、1年間の支払見込総額(B)と政令別表第6の住居費の額(A) のうち、少ない方の金額が、住居費の額として、自動計算入力されます。

「なし」の場合(すでに完済済みの場合等)には、(B)欄には何も入力しないでください。その上で、この場合には、⑩の住居費の額(D)欄には0円と入力してください。

(4) ④一般弁済期間の全期間を通じて賃料の支払をする予定があるか

①で所有していないので、右欄に進んだ場合、一般弁済期間の全期間を通じて居住する建物の賃料の支払をする予定があるかどうかで算定額が変わります。

「なし」の場合(親等所有建物に同居)には、1年間の支払見込総額の(C)欄には、何も記入 しないでください。その上で、この場合には、⑩の住居費の額(D)欄には0円と入力してくださ い。

「あり」の場合、1年間の支払見込総額を(C)欄に入力してください。この場合は、1年間の 支払見込総額(C)と政令別表第6の住居費の額(A)のうち、少ない方の金額が自動計算入力さ れます。

<別居被扶養者居住建物>欄の入力について

別居している被扶養者がある場合は、その居住している建物に関し、**<再生債務者居住建物>欄の** 入力についてと同様の方法で入力する。

● ①勤労必要経費の額、⑫上記合計額、⑬⑫の合計額、⑭1年間あたりの可処分所得額、⑮可処分所得 の2年分

これらについては、上記の入力が済めば、自動計算入力されます。

こうして、算出された15可処分所得の2年分の金額が、認可要件としての最低弁済額を画する基準と なりますので、この金額を一つの基準として返済総額算出シートによって、返済額を算出していただく ことになります。